

議案第30号

大和郡山市道の本市行政区域内への設置について

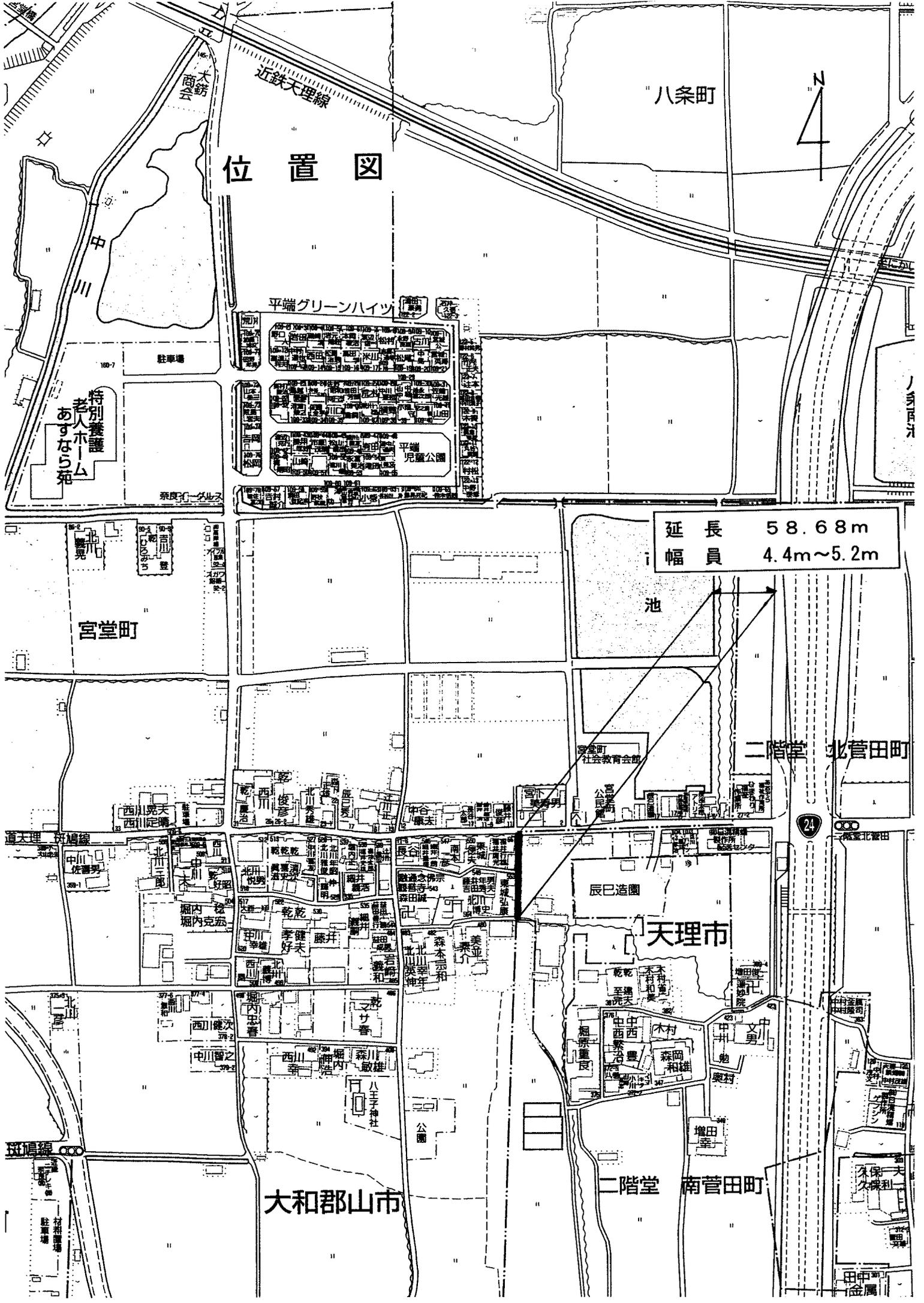
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、下記のとおり大和郡山市と協議の上、同市が本市行政区域内に大和郡山市道を設置することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成19年3月1日提出

天理市長 南 佳 策

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 大和郡山市道宮堂地内線 |
| 2 | 設置の場所 | 天理市二階堂南菅田町404番1
天理市二階堂南菅田町404番2
天理市二階堂南菅田町405番2
天理市二階堂南菅田町405番3 |
| 3 | 設置の目的 | 市道拡幅のため |
| 4 | 位置図 | 別紙のとおり |



位置図



延長 58.68m
幅員 4.4m~5.2m

平端グリーンハイツ

天理市

大和郡山市

辰巳造園

二階堂 南菅田町

二階堂 北菅田町

宮堂町

池

特別養護
老人ホーム
あすなろ苑

駐車場

平端
児童公園

奈良第一ゴルフ

近鉄天理線

班鳩線

24

北菅田

田中

金屋

朱保大
久保利一

増田
幸

中川
文男

中西
繁治

木村

森岡
和雄

森川
敏雄

西川
健次

西川
健之

西川
健之